

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23613005

研究課題名(和文) ヒト胚研究規制の制度化に関する法哲学的研究

研究課題名(英文) Institutionalism of Research Regulations on Human Embryo

研究代表者

山崎 康仕 (YAMAZAKI, YASUJI)

神戸大学・国際文化学研究科・教授

研究者番号：00200668

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円、(間接経費) 1,230,000円

研究成果の概要(和文)：ヒト胚(ヒトの受精以降の初期段階)を使用した研究に対しては各国で種々の規制がなされている。この分野で日本が独仏に近い厳しい研究規制を行っているのに対して、英米は研究の自由を重要な国家戦略の問題として捉え、それを最大限確保する制度的枠組みを整備している。本研究は、この日本と英米の差異を、欧米型生命倫理学の射程、Globalizationの潮流、法制度化の特質、という3つの次元から考察を行い、それぞれの問題点を析出し、日本の在るべき方向性を概観した。

研究成果の概要(英文)：Recently there has been the development of laws on human-embryo research in the Western countries and Japan. We can find that there are some prominent differences between Anglo-American norms and German or French ones. The former has loose rules and regulations of research on human embryo which will ensure the freedom of research as broadly as possible. The latter has more rigid regulations which might prevent free research. Where is the difference derived from? The goal of this study is to find a clue on how to reconstruct the proper norms on human-embryo research in Japan which become lost in the enthusiasm for German or French norms. In order to achieve the goal this study has concentrated its discussions on three problems: what extent the Anglo-American bioethics could be valid as it pertains to human-embryo research; how the current trend of globalization would influence the Japanese research norm; what the characteristics are when the ethics is legally institutionalized.

研究分野：法哲学

科研費の分科・細目：生命倫理学

キーワード：生命倫理学 ヒト胚研究 法哲学 法と倫理 研究規制

1. 研究開始当初の背景

2009年に内閣府の総合科学技術会議の答申を受け、文部科学省は、ヒトクローン胚の作成を解禁する指針の改正をおこなった。これにより「特定胚」の内2種類の胚の作成を許可されることになったが、なお他の7種類の胚の作成は禁止されたままである。他方、英国では、2001年にヒトクローン胚の作成が立法で認められ、2008年には、日本の特定胚にあたる「ヒト・動物混合胚(human admixed embryos)」すべての作成を許可できる法律が成立した。ヒト胚の研究規制をめぐる両国の差は何に由来するのであろうか。

2. 研究の目的

ヒト胚を使用した研究を規制する規範は、他の多くの生命倫理学上の問題と同様に、欧米主導の議論で形成されてきた。それには、「研究の自由」をできるだけ保障する英米型と、その研究を厳格に規制する独仏型があると見え、我が国はどちらかと言えば独仏型に属すると考えられる。

本研究は、このヒト胚研究規制の在り方を、欧米型生命倫理学の射程、Globalizationの潮流、法制度化の特質、という3つの次元から考察を行い、我が国の現在のヒト胚研究規制を批判的に検討し、その再構築のための原理を理論的・実証的に提示することを目指している。

3. 研究の方法

著書、論文、報告集等の資料などを使用した主に文献研究を中心としつつ、学会等での国内外の研究者との意見交換を補助的資料として、以下の研究を行う。

(1) 欧米型生命倫理学の特質と限界についての理論的および実証的研究

本研究を具体化する研究目的としては、第一に、生命倫理規範形成で先行してきた欧米型の生命倫理規範の構成原理および特質とその限界とを析出することがある。欧米型、特に米英型の生命倫理規範に関しては、その理念型の特色として、(1)個人の自律と自由を最優先原理とする個人主義的な自己決定至上主義、(2)権利基底的な言及枠組み、(3)他者危害原則、(4)功利主義的視座が指摘されると共に、さらに(5)「ヒト胚は人と類似の尊厳が付与されるべきである」とするヒト胚観が指摘でき、これらの特質についての批判的検討と代替理論の構築を目指す理論的・実証的な研究を目指す。

(2) 倫理規範の法制度化に内在する諸問題の研究

第二の具体的な研究目的は、倫理規範を法制度化することに伴う固有の問題を析出し、法制度化の限界と効用を明確化することである。この課題では、法一般および法制度化の特質の究明と共に、法と倫理の間の現代に特有の關係に焦点を合わせることになる。法と倫理の概念上の位置關係や、法による倫理の強制問題、法制度化または法化に内在する諸問題について、その現代的意義を考究することを目指す。

(3) ヒト胚研究規制における Globalization と Localism or Regionalism についての理論的研究

第三の具体的な目的は、ヒト胚研究規制において欧米型の生命倫理規範(特にそのヒト胚観)が普遍的な規範たり得るかという問題を解明することである。すなわち基本的な人権の普遍化や Globalization と同様に、この種の倫理における Globalization も追求すべき目標であるのかなど、その Globalization の射程について考察すると共に、ヒト胚研究規制の Localism や Regionalism の射程についても理論的・実証的に考究する。

(4) わが国の「在るべき」ヒト胚研究規制についての原理的および法制度的研究

最後に第四の目的として、以上のような視座と考察を前提として、日本でのヒト胚研究規制(特にその法制度化)の問題点と在るべき方向性について批判的検討を行うことがあげられる。ここでは、規範形成における官僚主導の審議会方式の問題性や、議論の膠着性を生み出す諸原因、この種の問題領域での政治的意思決定の在り方などの問題点を視野のおきながら、日本における在るべきヒト胚研究規制の原理的考察と方向付けを行うことが主たる課題である。

4. 研究成果

(1) 欧米型生命倫理学の特質と限界については、終末期医療や臨床倫理をめぐる具体的な倫理問題を通して、図書1や論文1、3においてある程度問題点の析出がおこなった。

(2) 倫理規範の法制度化に内在する諸問題の研究については、図書1や論文1、7において検討した。

(3) ヒト胚研究規制における Globalization と Localism or Regionalism についての理

論的研究, および(4)わが国の「在るべき」ヒト胚研究規制についての原理的および法制度的研究については十分な検討がおこなうことができなかつた。

(4) 研究の展開の理由

その主たる理由は、研究の主たる関心が研究倫理と臨床倫理の関係をめぐる問題に収斂したためである。その成果は、図書1, 論文5, 6, 7である。

現在に日本の生命倫理学の中核に位置する臨床倫理は、いくつかの理由から研究倫理の影響を多大に受けている。

一つには、研究倫理の制度化に伴う量的拡大がある。それも競争的研究資金の拡大に伴って制度化された研究倫理の適用範囲が拡大し、その波及効果として臨床倫理が研究倫理化するということになることが考えられる。第二に、質的側面として、「治療的研究」と呼ばれる研究や、認可された薬剤の適用外使用や標準的な治療方法から逸脱した「新規の治療法 (innovative treatment)」があり、それらは研究規制の規範で統御されるべきとされている。第三に、わが国特有の問題として、病院倫理委員会機能の脆弱性や、臨床研究の二重構造(治験と自主臨床試験)を改善するために、臨床研究を適用される倫理指針(疫学研究と臨床研究に関する両倫理指針)の再構築や、臨床研究中核病院整備事業による臨床研究の再制度化が進行しているおり、それらが臨床倫理の研究倫理化を促進している。

以上のような研究倫理の拡大という現象の下で、臨床倫理と研究倫理の関係の再構築や、生命倫理学での研究倫理の位置づけなど、研究倫理の再編という視座から本研究の問題を捉え直す必要が出てきた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7 件)

1. 山崎康仕「倫理の法制度化-----臨床倫理と研究倫理を素材にして」『法哲学年報 2013』(有斐閣, 2014.10.掲載確定)。査読有。
2. 山崎康仕「アメリカ合衆国連邦行政命令集第 45 編第 46 章『被験者の保護』」『国際文化学研究』(2014)第 42 号 掲載確定。査読無。
3. 山崎康仕「研究倫理の曙光 ----H.K. ピーチャー『倫理と臨床研究』」『国際文化学研究』第 41 号(2014), 86-105 頁。査読無。
4. 山崎康仕「ユネスコ・ケースブック・シリーズ」(日本医学教育学会・倫理プロフ

ェッショナル委員会監訳), Web 掲載版(2013)。査読有。
http://jsme.umin.ac.jp/ba/eas/report_unesco/report_unesco.html

5. 山崎康仕「人工妊娠中絶をめぐる規範の形成----Roe. v. Wade」『国際文化学研究』第 40 号(2013), 143-202 頁。査読無。
6. 山崎康仕「国際連合『達成可能な最高水準の健康に対する権利』(石村久美子・別所隆弘と共訳)『国際文化学研究』第 38 号(2012), 81-113 頁。査読無。
7. 山崎康仕「英国における終末期医療への取り組み」『国際文化学研究』第 36 号(2011), 23-60 頁。査読無。

[学会発表](計 1 件)

山崎康仕「倫理の法制度化-----臨床倫理と研究倫理を素材にして」『2013 年度日本法哲学会学術大会』(2013.11.16.駒澤大学・駒沢キャンパス)

[図書](計 1 件)

1. 浅井篤・高橋隆雄編『臨床倫理 シリーズ生命倫理学 第 1 3 巻』(丸善, 2012, 山崎康仕「臨床倫理と適法性」担当, 60-80 頁)。

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者：

山崎 康仕 (YAMAZAKI YASUJI)
神戸大学・国際文化学研究科・教授
研究者番号：00200668

(2) 研究分担者： なし
()

研究者番号：

(3) 連携研究者： なし
()

研究者番号：